

芽室町議会広報編集発行要領（改正案）

（目的）

第 1 条 議会議事公開の原則の趣旨に則り、議会の一般質問や議案審議の状況、委員会の開催状況などを住民に正しく周知し、「ありのままを公開し、住民とともに歩む議会広報の発行」の推進を目的とする。

（発行責任者）

第 2 条 発行責任者は議長とし、発行に関する諸事項は議会運営委員会の所管とする。

2 発行のため編集企画会議を設置する。

3 編集企画会議の委員は議会運営委員会で決定する。

（発行時期）

第 3 条 「めむろ議会だより」は年 12 回発行を基本とする。

（構成・編集方針）

第 4 条 「めむろ議会だより」の構成・編集方針は次のとおりとする。

（1）表紙は、将来性から子ども・人物等の写真を基本に掲載する。

（2）議案概要、一般質問、委員会ページに写真の掲載を必然化する。

（3）十分な議事を公開する広報

徹底した情報公開

（4）適切な記事の取捨選択する広報

住民にとって重要記事の掲載

（5）読者（住民）参加促進する広報

住民の声を聴き、企画・対話

（6）分かりやすい記事と見出しの広報

誰が読んでも理解できるよう創意工夫（簡潔・正確・分かりやすい文章）

具体的な見出しへの創意工夫（関心を誘発する見出し）

（7）読みやすい広報

目につく表紙へ創意工夫（斬新、魅力ある写真、読みたくなる見出し）

読みやすい紙面へ創意工夫（縦書き・レイアウト・写真・グラフ・図・イラストの活用）

（企画）

第5条 「めむろ議会だより」の企画は次のとおりとする。

(1) 議案と審議内容

ア 議案記事（議案内容の明快性）の掲載

イ 審議内容（質疑・答弁・討論の具体性）の掲載

ウ 議決結果（各議員の賛否で透明性）の掲載

(2) 一般質問（インパクト性・簡潔性・統一性）

(3) 議会活動（委員会活動・全員協議会の強化と連動・意見書の重要性）

(4) 住民登場コーナー（住民参加の推進）

（委任）

第6条 この要領の改正並びにこの要領に定めのない事項については、議会運営委員会に諮って議長が決定する。

附 則

この要領は、平成24年4月12日から施行する。

この要領は、令和 年 月 日から施行する。

議会広報編集発行要領の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(発行責任者)</p> <p>第2条 発行責任者は議長とし、発行に関する諸事項は議会運営委員会の所管とする。</p> <p><u>2 発行のため編集企画会議を設置する。</u></p> <p><u>3 編集企画会議の委員は議会運営委員会で決定する。</u></p> <p>(発行時期)</p> <p>第3条 「めむろ議会だより」は年12回発行を<u>基本とする。</u></p> <p>(構成・編集方針)</p> <p>第4条 「めむろ議会だより」の構成・編集方針は次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 表紙は、将来性から子ども・人物等の写真を基本に掲載する。</u></p> <p><u>(2) 議案概要、一般質問、委員会ページに写真の掲載を必然化する。</u></p> <p><u>(3) 十分な議事を公開する広報 徹底した情報公開</u></p> <p><u>(4) 適切な記事の取捨選択する広報 住民にとって重要記事の掲載</u></p> <p><u>(5) 読者（住民）参加促進する広報</u></p>	<p>(発行責任者)</p> <p>第2条 発行責任者は議長とし、発行に関する諸事項は議会運営委員会の所管とする。</p> <p>(発行時期)</p> <p>第3条 「めむろ議会だより」は年12回発行<u>する。</u></p> <p>(編集方針)</p> <p>第4条 <u>芽室町議会広報の編集方針</u>は次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 十分な議事を公開する広報 徹底した情報公開</u></p> <p><u>(2) 適切な記事の取捨選択する広報 住民にとって重要記事の掲載</u></p> <p><u>(3) 読者（住民）参加促進する広報</u></p>

改正案	現 行
<p>住民の声を聴き、企画・対話</p> <p><u>(6)</u> 分かりやすい記事と見出しの広報 誰が読んでも理解できるよう創意工夫（簡潔・正確・分かりやすい文章） 具体的な見出しへの創意工夫（関心を誘発する見出し）</p> <p><u>(7)</u> 読みやすい広報 目につく表紙へ創意工夫（斬新、魅力ある写真、読みたくなる見出し） 読みやすい紙面へ創意工夫（縦書き・レイアウト・写真・グラフ・図・イラストの活用）</p>	<p>住民の声を聴き、企画・対話</p> <p><u>(4)</u> 分かりやすい記事と見出しの広報 誰が読んでも理解できるよう創意工夫（簡潔・正確・分かりやすい文章） 具体的な見出しへの創意工夫（関心を誘発する見出し）</p> <p><u>(5)</u> 読みやすい広報 目につく表紙へ創意工夫（斬新、魅力ある写真、読みたくなる見出し） 読みやすい紙面へ創意工夫（縦書き・レイアウト・写真・グラフ・図・イラストの活用）</p> <p><u>(構成)</u></p> <p><u>第5条 「めむろ議会だより」の構成は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 縦書き・ページ数20ページを基本とする。</u></p> <p><u>(2) 表紙は、将来性から子供の写真を基本に掲載する。</u></p> <p><u>(3) 議案概要、一般質問、委員会ページに写真の掲載を必然化する。</u></p> <p><u>2 「めむろ町議会まめ通信」の構成は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 縦書き・ページ数4ページ（A3両面）を基本とする。</u></p> <p><u>(2) 定例会結果（速報）を掲載。</u></p> <p><u>(3) 一般質問は項目のみ簡潔に掲載する。（インパクト化・簡潔性・統一性）</u></p>

改正案	現 行
<p>(企画)</p> <p>第5条 「めむろ議会だより」の企画は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一 ア～ウ 一略一</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 議会活動（委員会活動・<u>全員協議会</u>の強化と連動・意見書の重要性）</p> <p>(4) 一略一</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>附 則 この要領は、令和 年 月 日から施行する。</p>	<p><u>(4) 議会活動ページには写真の掲載を必然化する。</u></p> <p>(企画)</p> <p>第6条 「めむろ議会だより」の企画は次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一 ア～ウ 一略一</p> <p>(2) 一略一</p> <p>(3) 議会活動（委員会活動・<u>議員協議会</u>の強化と連動・意見書の重要性）</p> <p>(4) 一略一</p> <p><u>2 「めむろ町議会まめ通信」の企画は次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 議決結果（速報など俊敏性）</u></p> <p><u>(2) 議会活動（委員会活動・議員協議会の強化と連動・意見書の重要性）</u></p> <p><u>(3) 一般質問項目（簡潔性・インパクト・イメージ性一見出し・関連写真掲載）</u></p> <p><u>(4) お知らせ（公開性・緊急性）</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 一略一</p>